

犯罪被害者等支援

メニューリスト

(令和8年度版)

神崎市

目 次

市の支援メニュー・対応窓口

1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口	1
2 経済的支援	
(1) 見舞金	1
(2) 高額療養費の支給	1
(3) 医療費の一部負担金の徴収猶予、減免	1
(4) 後期高齢者医療保険料の減免、納付	2
(5) 介護保険料の減免、納付	2
(6) 自立支援医療の負担軽減	2
(7) 国民年金・障害基礎年金の支給	2
(8) 子育てに係る負担の軽減	3
(9) 市税等の減免、納付	4
(10) 生活保護	4
(11) 市営住宅への入居	4
(12) 上下水道料金の減免、納付	5
(13) 母子生活支援施設への入所	5
(14) 就業の支援	5
(15) 商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル	5
(16) 多重債務に関する相談	5
3 精神的・身体的被害の回復・防止等	
(1) 精神保健福祉	6
(2) 子育ての悩み	6
(3) DV相談	6
(4) 障害者虐待	6
(5) 高齢者虐待	6
(6) 身体の障害	6
(7) 住所情報の保護	6
(8) 医療に関する苦情や相談	7

市の支援メニュー・対応窓口

1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

犯罪被害者等からの相談や問合せに応じます。 また、相談内容に沿って、必要な支援を行っている 庁内関係部署や関係機関へ適切につながります。	防災危機管理課消防交通係 (市役所3階 防災危機管理課窓口) TEL 0952-37-0104 内線 3081、3082
--	---

2 経済的支援

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
(1) 見舞金	犯罪被害にあった方などに見舞金を支給します。	防災危機管理課消防交通係 (市役所3階 防災危機管理課窓口) TEL 0952-37-0104 内線 3081、3082
(2) 高額療養費の支給 【国民健康保険、後期高齢者医療保険】	世帯の1か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。	市民課保険医療係 (市役所1階市民課窓口) TEL 0952-37-0115 内線 1022、3901、1021
(3) 医療費の一部負担金の徴収猶予、減免 【国民健康保険、後期高齢者医療保険】	第三者行為(交通事故、闘争等)を除く医療費の一部負担金の支払いが困難となった犯罪被害者等の徴収猶予や減免の相談に応じます。	市民課保険医療係 (市役所1階市民課窓口) TEL 0952-37-0115 内線1022、3901、1021

相 談 内 容	制 度 ・ サ ー ビ ス の 内 容	窓 口
(4) 後期高齢者医療 保険料の減免、納 付	後期高齢者医療保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	【後期高齢者医療保険料の減免・ 納付相談】 市民課保険医療係 (市役所 1階市民課窓口) T E L 0952-37-0115 内 線1022、3901、1021
(5) 介護保険料の減 免、納付	介護保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	【介護保険料の減免】 健康長寿課 地域支援係 (市役所1階) T E L 0952-51-1234 【納付相談】 佐賀中部広域連合 業務課 (佐賀商工ビル5階) T E L 0952-40-1135
(6) 自立支援医療の 負担軽減	一定以上の症状を有する精神疾患の治療のため通院医療が必要な方に対して、医療費の自己負担額を軽減します。	障がい者支援室 障がい者 支援係 (市役所1階) T E L 0952-37-0111
(7) 国民年金の支給 【遺族基礎年金】	国民年金加入中の方又は老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなられた場合において、亡くなられた方に生計を支えられていた配偶者や子どもがいるときに支給します。	市民課総合窓口班 (市役所 1階市民課窓口) T E L 0952-37-0116 内 線 1024、1035
【障害基礎年金】	国民年金加入中にかかった病気や怪我等が原因で一定以上の障害が残った場合などに、一定額を支給します。	市民課総合窓口班 (市役所 1階市民課窓口) T E L 0952-37-0116 内 線 1024、1035

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
<p>(8) 子育てに係る負担の軽減</p> <p>【出産】</p> <p>●助産制度</p>	<p>妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申込みがあったときは、助産施設における助産にかかる費用を助成します。</p>	<p>こども家庭課母子保健係 (市役所 1 階 こども家庭課窓口)</p> <p>TEL 0952-37-3873 内線 1101、1107</p>
<p>【育児】</p> <p>●児童扶養手当</p>	<p>父若しくは母と生計を同じくしていない、又は父若しくは母に一定以上の障害がある場合において、児童の母、父又は養育者を対象として、その生活の安定を図るために支給します。</p>	<p>こども家庭課子育て支援係 (市役所 1 階 こども家庭課窓口)</p> <p>TEL 0952-37-3873 内線 1097、1098、1111</p>
<p>【保育】</p> <p>●ひとり親家庭等の保育料の軽減</p>	<p>ひとり親家庭等の保育料について、所得に応じて軽減します。</p>	<p>こども家庭課子育て支援係 (市役所 1 階 こども家庭課窓口)</p> <p>TEL 0952-37-3873 内線 1097、1098、1111</p>
<p>【保育】</p> <p>●一時保育 (一時預かり)</p>	<p>保護者の傷病・入院等により、緊急、一時的に保育が必要となったこども(保育園等に入所していないこども)を保育します。</p>	<p>こども家庭課保育園・認定こども園係 (市役所 1 階こども家庭課窓口)</p> <p>TEL 0952-37-3873 内線 1112、1096、1113</p>

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(9) 市税等の減免、納付	<p>市税等の納付が困難となった場合のご相談、控除関係をご案内します。</p> <p>【減免制度について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市県民税 ・ 国民健康保険税 <p>一定の要件があります。詳細についてはお尋ねください。</p> <p>【税制上の優遇について】</p> <p>生活に必要な資産に損害を受けた場合、所得控除(雑損控除)を受けられることがあります。</p> <p>【市税の納付相談】</p> <p>納期限までに納付が困難な場合、分納等のご相談に応じることが可能です。</p>	<p>税務課 (市役所1階) 市民税係 納税係 T E L 0952-37-0114</p>
(10) 生活困窮者自立支援制度	<p>仕事や生活などでお困りの方に対して、専門の支援員があなたに寄り添いながら、他の専門機関と連携して解決に向け支援します。</p>	<p>神崎市生活自立支援センター — (神崎中央交流センター3階) TEL 0952-97-6730</p>
(11) 生活保護	<p>生活に困窮した場合、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、世帯の自立を助長します。</p>	<p>福祉課生活福祉係 (市役所1階福祉課窓口) TEL 0952-37-0110</p>
(12) 市営住宅への入居	<p>犯罪被害により、これまで住んでいた家に住み続けることが困難となった場合などに、市営住宅への入居に関する相談に応じます。</p>	<p>建設課建築住宅係 (市役所2階 建設課窓口) T E L 0952-37-0103 内 線 2031</p>

相 談 内 容	制 度 ・ サ ー ビ ス の 内 容	窓 口
(13) 上下水道料金の納付	上下水道料金の納付が困難となった場合などに、状況に応じた分割納付などの相談に応じます。	<p>【上水道料金の納付相談】 佐賀東部水道企業団 営業課 T E L 0952-30-6212</p> <p>【下水道料金の納付相談】 神崎市役所 建設部 下水道課 管理係 T E L 0952-37-0105</p>
(14) 母子生活支援施設への入所	18歳未満の子どもを養育している母子家庭や、何らかの事情で離婚の届出ができないなど母子家庭に準じる家庭を入所させて自立に向けた生活を支援します。	<p>子ども家庭課子ども家庭係 (市役所 1 階 子ども家庭課窓口) T E L 0952-37-3873 内線 1102、1103</p>
(15) 就業の支援	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方を対象に、自立のための就業支援を総合的に実施します。	<p>子ども家庭課子育て支援係 (市役所 1 階 子ども家庭課窓口) T E L 0952-37-3873 内線 1097、1098、1111</p>
(16) 商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル	契約トラブルや悪質商法による被害などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	<p>神崎市消費生活相談窓口 (市役所 2 階 商工観光課窓口) T E L 0952-37-0107</p>
(17) 多重債務に関する相談	多重債務やヤミ金融などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	<p>神崎市消費生活相談窓口 (市役所 2 階 商工観光課窓口) T E L 0952-37-0107</p>

※ 犯罪被害者等支援に活用できる例示以外の制度・サービスを確認して、追記してください。

3 精神的・身体的被害の回復・防止等

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 精神保健福祉	精神保健及び精神障害者福祉に関する本人や家族、関係者等の相談に応じ、助言、指導、関係機関の紹介などを行います。	障がい者支援室 障がい者支援係 (市役所1階) TEL 0952-37-0111
(2) 子育ての悩み	子育てに関する相談に応じます。児童虐待に関する相談にも応じます。	こども家庭課こども家庭係 (市役所1階 こども家庭課窓口) TEL 0952-37-3873 内線 1102、1103
(3) DV相談	配偶者やパートナーからの暴力等に関する相談に応じます。	こども家庭課こども家庭係 (市役所1階 こども家庭課窓口) TEL 0952-37-3873 内線 1102、1103
(4) 障害者虐待	障害者に対する虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、障害者虐待の防止の啓発を行います。	障がい者支援室 障がい者支援係 (市役所1階) TEL 0952-37-0111
(5) 高齢者虐待	高齢者虐待防止に関する周知・啓発を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携して高齢者を守ります。	健康長寿課 地域支援係 (市役所1階) TEL 0952-51-1234
(6) 身体の障害	身体に障害がある場合、相談に応じ必要な支援を行います。	障がい者支援室 障がい者支援係 (市役所1階) TEL 0952-37-0111

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(7) 住所情報の保護	<p>DVやストーカー行為等の被害を申し出た方のうち、支援の必要性が確認された方（以下「支援措置対象者」）について、申出の相手となる方が住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して支援措置対象者の住所を探索することを防止（住民基本台帳事務におけるDV等支援措置）し、支援措置対象者の保護を図ります。</p>	<p>市民課戸籍係 （本庁1階） TEL 0952-37-0120</p>
(8) こころの健康	<p>臨床心理士によるこころの健康相談を実施します。</p>	<p>健康長寿課健康増進係 （市役所1階 健康長寿課窓口） TEL 0952-51-1234</p>